

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 22 年 3 月 24 日付け松江市監査委員告示第 1 号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 22 年 6 月 10 日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 比良 幸男

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>工事特記仕様書、施工計画書について 県道東松江停車場線配水管布設替工事 当工事は、布設後 41 年を経過し、老朽化に伴う配水管の布設替工事である。 建設発生土の搬出は処分先の指定、建設廃棄物の処理は受入施設等の条件の明示が必要であるが、されていなかった。発注者は工事特記仕様書に、請負者は施工計画書に各項目を明記して、適切な工事執行が求められる。 (水道局工務部建設課)</p> <p>数量検収、施工計画書について 春日町サーパス城北線ガス拡張工事 当工事は、都市ガスを供給するためのガス管布設工事である。 建設発生土の搬出について、当初、指定処分として設計積算を行ったが、変更設計において、当初と異なる請負者確保の受入地への搬出としたが、設計積算の変更がされていなかった。また、搬出先数量の検収資料が確認できなかった。 今後は、請負者から提出される施工計画書で、受入地を確認するなど適切な工事執行が求められる。 (ガス局供給保安課)</p>	<p>工事特記仕様書、施工計画書について 工事特記仕様書の統一書式を作成し、水道局では、今後使用するもの。 この仕様書には、建設発生土の搬出处分先の指定、建設廃棄物の処理受入施設等の条件を明示するようにした。 又、請負者に対しては、施工計画書内に上記の事項と地図に搬入ルートを明記したものを添付するよう指示しました。 (水道局工務部建設課)</p> <p>数量検収、施工計画書について 今後は、施工計画に基づき受入地の確認をすること等により設計積算の変更、検収を確実に実施し、適切な工事執行をするよう改善します。 なお、本件については、民法第百七十条第二号（時効消滅三年）の規定を適用し、変更による差額 93,450 円を返還させることとします。 (ガス局供給保安課)</p>